

## 地方消費者行政に関する施策の充実・強化を求める意見書

消費者トラブルが悪質・巧妙化し、消費生活相談の内容は多様化・複雑化している。また、高齢者層の相談が依然として多いことや成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者トラブルが依然として後を絶たず、消費者被害・トラブル額は、令和4年1年間では約6.5兆円だったが、令和5年1年間では約8.8兆円と増加している。

多様化・複雑化する消費者問題に対応するためには、県や市町村の消費生活相談体制を充実させる必要があり、県としては、消費生活相談体制や消費者教育・啓発の充実・強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を活用しつつ、消費生活相談員研修や消費者啓発など、県消費者基本計画に基づき、各種消費者施策を総合的・計画的に実施しているところであるが、継続的に取組を実施するためには、引き続き国による財源措置が必要である。

また、消費生活相談のDX化については、国において、全ての市町村における適切な相談体制の整備に向けて制度を設計し、早期に明示していただく必要があり、新システムの導入に係る費用についても、国による更なる財源措置が必要である。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、次のとおり措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 消費生活相談体制及び消費者教育・啓発活動等の更なる充実・強化に要する経費について、引き続き、国が必要な財源措置を講じ、地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や補助率の嵩上げ、使途の拡充等制度の改善を図ること。
- 2 消費生活相談のDX化に向けては、新システムへの移行や広域連携などについて、地域の実情に即した制度設計を行うとともに、新システムの整備に要する経費について、国が必要な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）